

平成22年度排水設備指定工事店会議

日 程：平成22年 7月 7日(水)
午前10時00分～

場 所：小野市民センター
1階 講堂

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 排水設備工事について説明
 - 3-1 排水設備工事申請から完成について(融資あっせん含む)
 - 3-2 指定工事店の及び責任技術者の更新又は異動について
 - 3-3 合併浄化槽設置補助事業について
- 4 質 疑
- 5 閉 会

東松島市排水設備指定工事店会議資料

3 - 1、排水設備工事申請から完成について

1. 市民（申請者）より指定工事店へ工事の申し込み

調査設計をして見積もりを申請者へ提示してください。

事前調査において公共柵に異常があった場合、流入高さの調整が必要な場合は事前に下水道課と打ち合わせをして下さい。

申請者に融資あっせん制度（詳細は6.その他を参照のこと）の利用の有無を必ず確認してください。

（利用できない場合もありますので下水道課へ事前確認願います）

～融資あっせん制度変更～

変更前・・・融資あっせん対象者供用開始後3年以内

変更後・・・融資あっせん対象者供用開始後10年以内（H22.4.1より）

公共ますが設置されていない宅地に

（下水道供用開始区域内でも設置されていない場合がまれにあります。）

排水設備の計画があった場合は個人設置となります。下水道課に公共ます設置工事許可申請を提出して下さい。

2. 排水設備工事計画承認申請書類一式を下水道課に提出

（1）承認申請書

記入方法は別紙、記入例を参考にして下さい。

承認申請は、工事着手予定日の7日前には提出して下さい。

融資あっせんを利用する場合は、金融機関との協議が必要なため、14日前には提出して下さい。

設置場所について複数地ある場合には全て記入して下さい。

申請年月日、着工予定年月日及び完成予定年月日を記入して下さい。

申請者、使用者、土地所有者及び建物所有者欄は、原則として**本人署名**をお願いします。同一であっても記入願います。又、記入がワープロ書、代筆等の場合、申請者より委任状を提出していただきます。

使用者番号欄には、上水道の水栓番号等を記入して下さい。（2つ以上ある場合は全て記入して下さい）賃貸住宅等で書ききれない場合は平面図への記入でもかまいません。

（2）計画平面図

平面図は、承認申請書の裏面を利用して下さい。

ただし、平面図が裏面に記入できない場合は別紙でもかまいません。計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を忘れず記入して下さい。

既設雨水排水の配管が事前にわかる場合は、平面図に青色破線で記入して下さい。また、新築等で新設する場合は青色実線で記入願います。

計画平面図の表示方法は、排水設備ハンドブックの凡例に従い作成願います。

ハンドブックP141（新設污水管は赤色実線、既設污水管は赤色破線）

計画時において特殊継ぎ手、曲管等を使用する場合は、必ず図面に記入して下さい。また、1 スパンにつき曲管は $22^{\circ}1/2$ 1 個までとします。

縦断方向での勾配あわせのための使用は手直し工事対象となります。

ボイラーの排水、外足洗い場等の排水は汚水管に接続してはいけません。

飲食店等事業所の場合は除害施設（グリーストラップ等）の設置が必要です。事前に下水道課と打合せをして下さい。排水設備ハンドブック P183「除害施設」を参照。

（3）計画縦断図

縦断図は別紙でかまいませんが、勾配を必ず検算して下さい。

起点管渠土被りは原則として 30 cm です。確保出来ない場合は事前に打ち合わせをして下さい。管渠勾配の基準は 2%以上4%以下 です。規定の勾配がとれないような場合は事前に打ち合わせをして下さい。計画時は2%の一定勾配で計画して下さい。

（4）排水設備工事調書

排水設備工事調書は、見積欄を記入後複写したものに申請者の署名・押印し、承認申請書及び図面といっしょに提出して下さい。

原本は、完成時に精算欄を記入後申請者の署名・押印し、完了届と一緒に提出して下さい。

その他

工事見積もり及び契約時には工事内容の説明を充分行って下さい。変更で増額の可能性がある場合などは注意願います。

（5）その他の提出書類

既設管渠（浄化槽からの切替等）を使用する場合は、現状を調査し下水道課と打ち合わせをしてから申請をすること。また、本人より同意書（念書）を提出していただきます。受益者負担金の完納前に承認申請を行う場合は、誓約書を提出していただきます。

3. 下水道課より排水設備工事計画承認通知書を受け取り排水設備工事に着手

承認申請書を精査、決裁後、排水設備工事計画承認通知書を発行します。電話連絡をいたしますので、下水道課までお越しください。（事務室入り口前の区分箱からお持ち帰り下さい）

工事着工は排水設備工事計画承認通知書を受け取ってから行ってください。事前着工は厳禁です。（指定工事店に関する規則第8条第2項5）

着手前写真は計画承認通知書の承認番号を黒板に記入し撮影して下さい。

承認番号が未記入の場合は、事前着工と見なします。

施工中において、申請等と違う重要な問題が生じた場合は速やかに、下水道課と打合せをして施工して下さい。

マスの接続の際、角度が合わない場合、自在継ぎ手または曲管は、1 スパンにつき $22^{\circ}1/2$ までとします。（目視検査が原則です）また、完了図面に必ず明記して下さい。

エルボ返しにより施工した場合は手直し工事となります。

施工写真を撮影してください。特に柵の接続部が確認できるように撮影してください。撮影箇所は、着工前、施工中（配管状況）完了を状況に応じて撮影すること。なお、黒板等を使用し施工箇所が判明できるようにしてください。

融資あっせんの対象工事で、便器等が対象になっている場合、便器の写真（型番も撮影）を撮って下さい。

浄化槽を撤去し、配管が埋戻位置に掛かる場合は、埋戻材の沈下による管のたるみに注意すること。（手直し工事の対象となります。）

埋戻前や舗装前に管渠勾配を確認して施工して下さい。

完成検査時の管理基準（下限値）は公共 1.5 %、農集 1.0 %です。

これ以下の場合手直し工事となります。

公共ますへの接続はH L S ・ E S 継ぎ手の使用が可能です。また、対面流入する場合は同じ流入の高さとして下さい。

既設の便槽、浄化槽を撤去した場合の清掃、消毒は徹底すること。

排水設備工事は責任技術者が施工（監理）にあたって下さい。（規則第 13 条責任技術者の責務）
その他

埋め戻しは丁寧をお願い致します。駐車場など車輪が載る箇所は出来るだけ鉄蓋使用して下さい。

4 . 排水設備工事が完成したら下水道課へ完了届等書類一式を提出

（ 1 ）完了届

完了届は、工事完了後 5 日以内に提出して下さい。

完了届を遅らせないこと。理由があって遅れる場合は下水道課へ連絡を下さい。写真がそろわない場合は、完了届のみ提出し完成検査前までに写真を提出して下さい。

提出日、申請年月日、承認年月日、工事完了年月日を記入して下さい。

使用者番号欄には、上水道の水栓番号等を記入して下さい。

（ 2 ）完成平面図

雨水配管を施工した場合、平面図へ必ず青書きで記入して下さい。

実測値を記入すること。

（ 3 ）完成縦断図

実測値を記入すること。

（ 4 ）排水設備工事調書

原本に精算欄を記入し金額は必ず検算して下さい。申請者に確認してもらい、署名・押印をもらうこと。

（ 5 ）完成写真

工事写真について、デジタルカメラで撮影した写真についても受理します。但し用紙のサイズは A4 とし画像の大きさは適宜としますが、鮮明なものとして下さい。（解像度は 400dpi 以上）
ポラロイドは不可とします。

(6) その他の書類

使用開始届も完了届と同時に提出してください。(工事完成前より下水道を使用開始した場合はその時点で提出する)必ず、使用開始日を申請者より記入していただいでください。(使用料は、上水道料金と合算請求され徴収されることを説明願います。)

アパートの場合は部屋毎に1枚提出願います。

5. 完成検査

毎週、金曜日に完成検査を行う予定であります。完成届提出後、指定工事店へ検査の前日に電話連絡いたします。

完成検査の日程について連絡があった場合、申請者本人へ必ず連絡すること。

検査時にはレベルを用意してください。ミラー、スタッフ等は下水道課で用意します。

検査前には、管渠内等を確認してください。

管内にたるみ等による滞水や接着剤や異物が出ている場合は手直しとなります。

6. その他

(1) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度

水洗化促進のため金融機関から水洗化資金を無利子(市が利子補給)で借りられる融資あっせん制度があります。

下水道供用開始後10年以内利用可能です事前に利用可能区域か下水道課にご確認ください。

汲み取り式、浄化槽切替等の改造が対象となります。新築家屋は対象外です。

工事の依頼を受けたときは、融資あっせん制度の利用の有無を必ず確認して下さい。工事着手後は利用できません。

あっせん額は1戸につき100万円以内、賃貸住宅等の場合は1戸につき100万円の範囲内で総額200万円以内です。

融資あっせん決定後に金額の増額は出来ません。(減額は可能)

融資あっせん決定後は速やかに着手して下さい。金融機関によっては一定期間経過しますと融資が失効する場合があります。

融資あっせんを申請する際は条件がありますので注意して下さい、条件を満たさない場合は融資あっせんを受けられない場合があります。また金融機関の審査により融資不可となる場合があります。

(この時の証明書交付手数料は返却になりません)

申請者

- ・ 市税及び下水道事業受益者負担金の未納がないこと。
- ・ 申請者に改造資金を償還するための収入が見込めること(見込めない場合は申請人を検討する必要があります。)
- ・ 下水道事業受益者負担金は、賦課前、納入中、猶予中の場合は誓約書が必要となります。

- ・ 前年度の所得が800万円以下であること。
- ・ 以前に水洗便所等改造資金融資あつせん要綱による融資を受けていないこと。
ただし完済している場合は再申請出来ます。
- ・ 金融機関によっては、他の融資の償還中の方は水洗便所等改造資金融資を受けられない場合があります。

連帯保証人

- ・ 市税の未納がないこと、また市県民税所得割納税者であること。
(税額4,000円以下の場合は不可です、4,000円を超えているが必要です)
融資あつせん申請書の署名は、本人署名とし印鑑登録印を押印すること。語句、金額等の訂正は出来ません。

印鑑登録証明書・納税証明書・所得証明書を申請者・連帯保証人共に添付すること。

(印鑑登録証明書の有効期間は取得後3ヶ月です)

連帯保証人は市内又は隣接市町に居住する市町村民税所得割納税者(税額4,000円以下の場合不可です、4,000円を超えている必要があります)であること。ただし、市長がやむを得ないと認め、かつ借入する金融機関が了承した時は、県内外に居住する親子、兄弟(同居も可)であれば連帯保証人とすることができます。

取扱い金融機関は、石巻商工信用組合・石巻信用金庫・いしのまき農業協同組合の東松島市内各支店です。

金融機関別の留意事項

七十七銀行	諸般の事情で利用できませんのでご注意願います。 個人情報の利用に関する同意書の添付が必要です。
石巻商工信用組合	
石巻信用金庫	
いしのまき農業協同組合	申請者には年齢制限があります(最終償還時70才以下) 組合員または准組合員のみへの融資となります(非組合員の場合は准組合員となる事が出来ます)。 保証協会からの保証を優先して適用しますので、 <u>原則として連帯保証人は不要になり提出書類も同様に不要となりますが、保証審査があります。</u> また、保証手数料(借入額の0.4%の額)と非組合員の場合は准組合員となる費用5,000円が別途利用者の負担となります。 詳細については、事前にいしのまき農業協同組合融資担当へ相談し確認して下さい。

合併浄化槽の排水設備工事を行う場合も利用出来ますので事前に下水道課に、ご相談下さい。(新築家屋は除く)

(2) 使用料について

下水道使用料は上水道料金と合算請求され、石巻地方広域水道企業団より請求が行われます。支払方法は、上水道の支払方法に準ずることになり、上水道料金を納付書払いしている方は納付書で、口座振替している方は口座振替となります。口座振替をご利用したい方は水道企業団で手続きを行ってくださるよう、ご説明ください。

(3) その他

受益者負担金の納入状況によっては工事承認まで時間がかかる場合があります。

その他申請で不明な点がある場合は事前に下水道課へご相談をお願いします。また、計画施工等に疑義が生じた場合は、速やかに打合せ願います。

(4) 公共下水道事業について

平成22年度供用開始区域及び施工予定区域については、現在図面を作成中です。7月中に下水道課ホームページに掲載する予定です。

東松島市下水道課ホームページアドレス

URL <http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/sewer/index.html>

東松島市ホームページの 左下から入ることも出来ます。

排水設備ハンドブック及び本日の会議資料もホームページにて公開しています。

3 - 2、指定工事店及び責任技術者の更新又は異動について

更新手続きは登録を行った年度から5年毎の更新となります(責任技術者については5年以下の場合もあります)。更新時に事前連絡をします。

指定工事店の名称変更、住所移転、代表者変更等、異動、専属責任技術者の異動があった場合には届け出が必要ですので異動届を提出してください。

様式については東松島市下水道課ホームページからダウンロードして利用願います。

3 - 2 - 1、違反行為について

違反した者のその指定又は登録を一定期間停止し、若しくは取り消すことができます。

- (1) 別表第1に定める違反事項に対して付与される違反点数の累積点数が別表第2に定める点数に達したときは、同表に定める期間で指定又は登録の停止
- (2) 指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を施工したときは、6箇月以内の期間の指定又は登録の停止
- (3) 違反行為により著しく住民の生命、財産又は下水道事業者に損害を与えたときは、指定又は登録の取消し

別表第1(第7条関係) 付与点数基準

違反種別		違反点数	
		指定店	責任技術者
1	正当な理由なく市の下水道施設及び排水設備を操作したとき。	50	50
2	無許可で新築工事、増改造工事を施行したとき。	50	50
3	無許可で撤去工事施行したとき。	50	50
4	責任技術者の名義を借用又は貸与したとき。	50	50
5	工事指定店の名義を貸与したとき。	50	
6	新設等の申請書を提出し、確認を受けた日から正当な理由なく3月以上施工しないとき。	50	20
7	埋設物及び構造物等に損害を及ぼしたとき。	20	20
8	市長が承認した材料器具以外のものを使用したとき。	30	30
9	工事完了後5日以内に完了届を提出しないとき。	30	30
10	検査時の指摘事項を15日以上放置したとき。	50	50
11	不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。	50	10

12	責任技術者資格証の不携帯	5	10
13	工事申込み又は修繕の申込みに対し相当の理由なく拒んだとき。	50	
14	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	30	50
15	再検査が多発したとき（3回ごと）	50	50
16	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可なくして施行したとき。	50	50
17	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき（1件当たり）	50	50
18	指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき。又は引き続き1年以上営業を中止したとき。	10	
19	その他条例、規則等に違反したとき。	50	50

別表第2（第7条関係）

処分基準 付与点数法

違反点数	処分
100点に達したとき	1月停止
150点に達したとき	3月停止
200点に達したとき	6月停止
250点に達したとき	1年停止
300点に達したとき	取消し

3 - 3、東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について

補助事業対象地区について

1. 流域関連公共下水道事業全体計画区域外（ただし事業認可区域外は対象）
2. 単独公共下水道事業区域外
3. 農業集落排水事業区域外
4. 漁業集落排水事業区域外
5. 小松台コミュニティプラント事業区域外

平成20年度より認可区域が変更になっていきますのでご注意願います、また電話で判断出来ない場合もありますので下水道課窓口で打ち合わせをお願い致します。

対象区域図も東松島市下水道課ホームページにて公開しています。

補助事業施工主体及び施設の所有について

- ・市ではなく住民の方々が主体の事業で、設置した浄化槽も住民の方々の所有となります。

補助対象工事について

- ・合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽の本体設置工事が対象となります。
- ・放流管及び流入管は対象となりません。

浄化槽までの流入管は排水設備工事扱いとなりますので排水設備工事申請が必要です。

補助対象の建築物

- ・居住住宅又は事業所、併用住宅（管理のための居住は対象外です）
- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人所有の事業用建物
以下の場合は対象となりません。
- ・浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合
- ・賃貸の住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する場合
- ・住宅を販売又は賃貸目的で合併処理浄化槽を設置する場合
- ・市税等を滞納している方
- ・別荘、倉庫に合併処理浄化槽を設置する場合
- ・会社等所有の建物に合併処理浄化槽を設置する場合

工事発注について

- ・住民の方々の発注となります。
- ・施工業者については、浄化槽設備士の資格を有し県に登録している浄化槽工事業者でなければ工事出来ませんし、補助金を受け取ることが出来ません。

浄化槽の設置場所について

- ・宅地内に個々に浄化槽を設置します。

補助金額について

- ・地区及び人槽区分により補助金額が変わります、資料を確認して下さい。

2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について

申請から完了までの流れは以下のとおりです。

事前協議書提出 協議回答 補助金交付申請書提出 補助金交付決定 工事着工
完成 実績報告書提出 完成検査 補助金請求書提出。

(下線のものが提出書類です)

補助金申請は随時受付しておりますが、申請期限は毎年12月25日(休日の場合は前日まで)までとなっています、また予定基数に達した場合は打ち切りとなりますのでご注意ください。

その他

- 掘削時の土留め使用について、完成後の写真では大変危険な作業が見られます、労働安全衛生規則第36条にある土砂崩壊など危険防止に関する規則を守り安全に作業して下さい。
 バックホーによるつり上げ作業を行う場合はクレーン仕様の機種を使用し吊り上げ荷重が1トン未満は移動式クレーンの特別教育、1トン以上5トン未満は免許又は技能講習の資格が必要となります
 資格者以外は作業を行わないよう注意して下さい。
 また、吊り込み時に浄化槽の下に入らないよう注意願います。
- 平成21年度より、施工中(製品据付完了後)に市役所担当者が現地確認に伺います。
 写真に収まりますので、日程の連絡及び表示板の準備を忘れずをお願いします。
- 宮戸地区は文化財許可が必要になる場合があります、教育委員会内の文化財担当と事前に協議してください。

資料

1. 平成22年度合併処理浄化槽補助金の額

(1) 公共下水道全体計画区域内の場合

人槽区分	居宅(民宿含む)	事業所(個人所有に限る)
5人槽	332,000円以内	332,000円以内
7人槽	414,000円以内	414,000円以内
10人槽	548,000円以内	548,000円以内
11~20人槽	939,000円以内	/
21~30人槽	1,472,000円以内	
31~50人槽	2,037,000円以内	
51人槽以上	2,326,000円以内	

(2) 公共下水道全体計画区域外の場合

人槽区分	居宅(民宿含む)	事業所(個人所有に限る)
5人槽	400,000円以内	332,000円以内
7人槽	500,000円以内	414,000円以内
10人槽	650,000円以内	548,000円以内
11~20人槽	939,000円以内	/
21~30人槽	1,472,000円以内	
31~50人槽	2,037,000円以内	
51人槽以上	2,326,000円以内	

